

(4) 学力検査に基づく入試（インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査）

第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症への罹患等により受検することができなかった者について、志願する都立高校の受検機会を確保するため、「インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査」（以下「追検査」といいます。）を実施します。

追検査実施の流れについては、「15 都立高等学校入試Q&A」Q21（128ページ）も併せて参照してください。

日程	追検査の実施時期は、全日制、定時制とも、全日制第二次募集と同日程です（2ページ参照）。ただし、分割募集実施校においては、追検査を実施しません。また、追検査に出願した場合、志願変更はできません。
応募資格	<p>第一次募集・分割前期募集の応募資格を準用するとともに、追検査においては、第一次募集の検査日当日に、インフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含みます。）に罹患した者、37.5度以上の発熱があった者、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により中学校長が出席停止の措置を行った者、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者と判断されてから14日が経過していない者及びPCR検査の結果を待っている者（これから検査を受ける予定の者を含みます。）又は検査日当日に37度以上の発熱があり、当該検査を受検せず追検査の措置を希望する者で、第一次募集で出願した都立高校を受検することができなかった者のうち、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置を申請し、当該都立高校長から承認を得た者としてします。</p> <p>※ 追検査の措置を希望する場合は、中学校長を経由して、令和4年2月22日（火）午後5時までに、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置申請書（様式27）により第一次募集において出願した都立高校長に措置を申請する必要があります。ただし、都内の中学校に在学していない者は、中学校長を経由する必要はありません。</p>
出願方法	<p>第一次募集において、インフルエンザ等の学校感染症への罹患等により受検することができなかった都立高校にのみ出願することができます。追検査に出願した場合、分割後期募集・全日制第二次募集に出願することはできません。また、追検査に出願した者は志願変更をすることができません。</p> <p>なお、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する措置を申請した者が、分割後期募集・全日制第二次募集を実施する都立高校に出願することも可能ですが、分割後期募集・全日制第二次募集に出願した場合、追検査に出願することはできません。</p>
出願手続	<p>分割後期募集・第二次募集の出願手続を準用します（21ページ参照）。ただし、入学願書は、インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追検査用（様式32）を用います。</p> <p>また、出願の際には、医療機関の証明書、中学校長が出席停止の措置を行ったことについて証明する書類又は発熱があったことについて中学校長が証明する書類を添付し、入学願書と併せて当該都立高校に提出します。</p> <p>なお、追検査に出願する際には、入学考査料（全日制の場合は2,200円、定時制の場合は950円）を別途用意し、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所へ納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けます。</p>
学力検査等の実施	<p>1 検査教科等 学力検査の教科については、国語、数学及び外国語(英語)の3教科とし、各教科の満点は100点とします。また、追検査で使用する検査問題は、分割後期募集・全日制第二次募集で使用する検査問題と同一のものとします。 なお、チャレンジスクール及び八王子拓真高校（チャレンジ枠）においては、学力検査を実施しません。 学力検査以外の検査の実施内容は、各都立高校が別に定めます（※）。 検査教科等のうち、1教科（各都立高校が定めるその他の検査を含む。）でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなします。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなします。</p> <p>2 集合時刻及び時間割 分割後期募集及び全日制第二次募集を準用します（22ページ参照）。 なお、学力検査以外の検査については、各都立高校が定める日時（※）で実施します。</p> <p>3 検査会場 学力検査会場は、各都立高校とします。また、学力検査以外の検査会場は、各都立高校が受検票により指定します。第二次募集を併せて実施する場合は、第二次募集とは別に追検査の会場を校内に設置して実施します。</p> <p>※ 追検査における各都立高校の検査内容等の詳しい内容については、東京都教育委員会のホームページ「令和4年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について」に掲載しております（令和3年9月公表）。</p>
選考	<p>選考は、各都立高校があらかじめ定めた選考方法に基づき行います。</p> <p>なお、受検者のうち、各都立高校が定めた基準に達していると認められた者の中から合格候補者を決定します。</p>
合格者の発表	分割後期募集・全日制第二次募集を準用します（22ページ参照）。
入学手続	分割後期募集・全日制第二次募集を準用します（22ページ参照）。